



# 島根県報

令和4年7月29日（金）

号外 第 8 4 号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

**【告 示】**

道路の区域の変更（2件）

（道路維持課） 2

道路の供用開始（2件）

（ ” ） 5

# 告 示

## 島根県告示第547号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和4年7月29日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考
		区間	変更前後の別	敷地の幅員 延 長		
県道	出雲三刀屋線	出雲市上島町1624番地先から同町3753番6地先まで	前	メートル 6.20～ 37.47	メートル 1,613.20	出雲県土整備事務所 道路改良工事 拡幅
			後	21.02～ 40.62	1,613.20	
〃	大田桜江線	邑智郡川本町大字北佐木302番3地先から同地先まで	前	3.93～ 4.23	12.17	災害復旧工事 拡幅
			後	3.93～ 16.70	12.17	
〃	浜田作木線	邑智郡邑南町阿須那3465番地先から同2174番1地先まで	前	9.80～ 23.80	55.40	災害防除工事 拡幅
			後	11.40～ 29.50	55.40	
〃	〃	邑智郡邑南町阿須那2739番1地先から同1803番1地先まで	前	12.60～ 35.90	187.50	災害防除工事 拡幅
			後	22.00～ 51.70	187.50	
〃	〃	邑智郡邑南町戸河内3147番4地先から同3148番7地先まで	前	8.20～ 26.70	44.10	災害防除工事 拡幅
			後	8.60～ 31.00	44.10	

〃	〃	邑智郡邑南町上口羽697番1地先から同606番1地先まで	前	17.50～ 32.20	41.60	県央県土整備 事務所	災害防除工事 拡幅
			後	17.50～ 36.80	41.60		
〃	〃	邑智郡邑南町上口羽1460番3地先から同番5地先まで	前	24.20～ 31.30	36.60	県央県土整備 事務所	災害防除工事 拡幅
			後	28.30～ 31.50	36.60		
〃	〃	邑智郡邑南町上口羽609番1地先から同地先まで	前	20.80～ 27.00	13.00		災害防除工事 拡幅
			後	20.80～ 28.00	13.00		
〃	〃	邑智郡邑南町上口羽984番1地先から同957番3地先まで	前	10.40～ 29.80	55.40		災害防除工事 拡幅
			後	29.80～ 31.50	55.40		
〃	〃	邑智郡邑南町下口羽76番1地先から同78番1地先まで	前	11.70～ 16.40	124.90		災害防除工事 拡幅
			後	13.50～ 36.90	124.90		
〃	〃	邑智郡邑南町下口羽79番地先から同231番地先まで	前	11.30～ 15.20	49.90		災害防除工事 拡幅
			後	12.50～ 35.00	49.90		
〃	〃	邑智郡邑南町下口羽2210番1地先から同地先まで	前	11.00～ 32.40	26.80		災害防除工事 拡幅
			後	11.00～ 38.00	26.80		

## 島根県告示第548号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和4年7月29日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員 延 長		
県 道	浜田美都線	浜田市鍋石町628番2地 先から同地先まで	前	メートル 24.00～ 40.00	メートル 74.00	浜田県土整備 事務所
			後	24.00～ 49.00	74.00	

## 島根県告示第549号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和4年7月29日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
一般国道	432号	安来市広瀬町広瀬171番2地先から同156番1地先まで	メートル 91.70	令和4年 7月29日	松江県土整備事務所広瀬土木事業所	

## 島根県告示第550号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和4年7月29日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	草野横田線	安来市広瀬町東比田478番1地先から同479番2地先まで	メートル 31.52	令和4年7月29日	松江県土整備事務所広瀬土木事業所	
〃	米子広瀬線	安来市伯太町安田1258番1地先から同1261番1地先まで	217.84	令和4年7月29日		